

平成 2 2 年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

府 省 庁 名 経済産業省

No	4		
対象税目	個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
見直し項目名	保険会社等の異常危険準備金		
見直し内容(概要)	<p>火災共済協同組合及び同連合会が、当該事業年度における正味収入共済掛金の政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積立てたときの損金に算入する措置について、本則（施行令第33条の5第5項第3号）において、現行は2.5/100であるところ、2/100に縮減すること。</p> <p>特例措置（施行令第33条の5第19項）として認められている損金算入可能な金額について、現行は正味収入共済掛金の5/100であるところ、4/100（本則の規定に基づき損金算入可能な金額を含む。）とすること。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号</p>		
廃止又は縮減の理由	<p>中小企業等協同組合法に基づく火災共済協同組合は、大企業に比べて、経済的に不利な立場にある中小企業が相互扶助の精神に基づき、共同で火災等による専門用資産等の経済的損失を補填しようとするものであり、契約者たる中小企業者を保護する必要があることから、共済金の円滑な支払いが特に要請されている。これまで本措置により、契約者たる中小企業者の保護を目的として、火災共済協同組合及び同連合会の経営基盤の安定を図ってきた。</p> <p>しかしながら、本措置はその開始から56年が経過し、その間の社会状況や生活環境等が変化していることを踏まえ、本措置を見直す時期にきている。</p> <p>一方、大規模な自然災害は、本措置開始から56年の間に複数回発生しており、このような災害に備え、中小企業者への共済金の支払いを確かなものとするための異常危険準備金の積立ては確実にを行う必要がある。そのため、本措置については、必要最低限の水準は維持される必要がある。</p> <p>火災共済協同組合等が行う火災共済事業は、損害保険会社の火災保険と類似の制度であり、抱えるリスクの種類についても同様であることから、現行において損害保険会社に認められている特別措置（施行令第33条の5第5項第2号）と同水準の特別措置が火災共済協同組合等に認められることが必要である。</p> <p>【別に要望している租税特別措置の延長】 現状においては、大規模な自然災害が発生した場合に必要な異常危険準備金が確保できていないことから、本見直し事項とは別に特例措置として異常危険準備金の積立てに係る損金算入の限度額割合を本則を含め正味収入共済掛金の4/100とする旨の要望を行っているところ。</p>		
増収見込額	9	(単位：百万円)	